【特集】

公共セクターにおける非難回避戦略

―COVID-19 への対応をめぐる検討―

黒　木　　淳

要旨

本稿の目的は，公共セクターにおける非難回避戦略のフレームワークをもとにして，公共セクターにおける新型コロナウィルス感染症（COVID-19）への対応について検討することである。非難とは，何か良いことではない，あるいは誤った事柄を人または主体のせいにすることであり，公共セクターではだれかから信用されるよりも非難を回避する傾向が観察されている。非難回避戦略とは，政治家，行政管理者，行政職員を含む公職に就く者が，非難を受けるリスクを避けるために採用する 3 つの戦略（プレゼンテーション・エイジェンシー・政策）のことである。本稿は，この非難回避戦略と公共セクターにおける透明性の特徴との相互作用によって，公共セクターによる COVID-19 への対応が変化する可能性を説明する。

1　はじめに

本稿の目的は，公共セクターにおける非難回避戦略のフレームワークをもとにして，公共セクターにおける新型コロナウィルス感染症（以下，COVID-19 と記す）への対応について検討することである。これまで各国政府は COVID-19 への対応としてさまざまな政策・施策・事業を実施してきた。しかし，各国政府による COVID-19 への対応は，個々に罹患率や重症化率，死亡率，さらに経済的な影響が大きく異なる。そのため，教育や医療，福祉，経済などの特定の分野内で予算配分をおこなうような他の政策とは異なり，政策の対象者や予算配分をめぐって，だれかがだれかを非難する構図に陥りやすい。わが国政府においても，さまざまなアクターからの非難に反応している。

非難（blame）とは，何か良いことではない，あるいは誤った事柄を人または主体のせいにすることである。公共セクターでは，だれかから信用（credit）されるよりも非難を回避する傾向

キーワード：公共セクター（public sector），非難回避戦略（blame avoidance strategies），
非難リスク（blame risk），透明性（transparency），COVID-19

が観察されている。そして，非難回避戦略とは，政治家，行政管理者，行政職員を含む公職に就く者が，非難を受けるリスク（以下，非難リスクと記す）を避けるために採用する 3 つの戦略（プレゼンテーション・エイジェンシー・政策）のことである（Hood 2002, 2011）。

わが国政府における COVID-19 への対応をめぐっては，政策・施策・事業の透明性（transparency）に対しても注目を集めている。COVID-19 への対応では，個々人のプライバシーにかかわる個人情報などを扱う必要があり，何をどこまで開示するかについて議論は尽きない。Hood（2007）は，非難リスクと透明性が，両者の相互作用によって，公共セクターの対応を変化させる可能性を指摘している [1)]。

本稿は，このような非難回避戦略と透明性の観点から，イギリス政府の COVID-19 への対応に対して考察した Lapsley（2021）の議論を紹介し，わが国政府における COVID-19 への対応に関する経緯を確認する。Lapsley（2021）は COVID-19 をめぐり，検査，追跡システムと病床確保に関する政府の対応を批判している。彼の議論を参考にしながら，本稿はわが国政府の COVID-19 への対応が非難された病床確保に焦点をあてて論じる。

本稿の構成は次のとおりである。第 2 節では非難リスクと非難回避戦略について先行研究が整理するフレームワークを紹介する。第 3 節では，公共セクターにおける非難回避戦略について透明性とのかかわりについて説明する。第 4 節ではイギリス政府における COVID-19 への対応を非難回避戦略とリスクマネジメントの観点から批判している Lapsley（2021）の見解を紹介しながら，わが国政府の病床確保に対する非難リスクへの対応について検討する。第 5 節で，結論と今後の課題を述べる。

2　非難リスクと非難回避戦略

2-1　非難と非難リスク

非難とは，何か良いことではない，あるいは誤った事柄を人または主体のせいにすることである。非難が生じるためには，非難する者と非難される者を必要とし，非難される者はいかに非難を回避するかについて考えている。非難は，非難する者および非難される者のあいだですでに認知されている回避可能な損害あるいは損失の発生，およびエイジェントに委任する権限と責任の 2 つから生じる。すなわち，非難される者が権限と責任を有しておこなった意思決定によって生じた損害あるいは損失に対して非難する者が非難する構図が，非難回避をめぐる現象を理解するための前提となる（Hood 2011, 3-6 頁）。

非難の対義語は信用であるが，非難と信用では非難のほうがより注目される傾向を持つ（Hood 2011, 11 頁）。これは，選択の結果による利得と損害，さらにそれらの確率が既知の状況下において，人々がどのような意思決定をおこない，選択するかについて記述したモデルであるプロス

ペクト理論にもとづく（Kahneman and Tversky 1979, 1992, 2013）。すなわち，損失による価値の減少と利得による価値の増加は同等ではなく，回避できた損失による価値の減少は利得の増加よりも大きいことから，損失を避ける傾向があると説明される。したがって，損失にもとづいて非難を受けることは多くの者が損失と同時に避けたいと願うはずである。

このような損失および損失にもとづく非難を回避する傾向は公共セクターに関するさまざまな研究で観察されている。たとえば，Johnsen（2012）はノルウェーの中等学校の教育政策，特に OECD の生徒の学習到達度調査（PISA）への参加政策を事例として分析している。Johnsen（2012）は，各国が相対的な成績にもとづいて「名指しで非難」する戦略に参加し，成績の悪さが指摘され，公の場での言説が制度化されていることを主張する。そして，PISA には否定的なバイアスがかかっているにもかかわらず，公共セクターにおける意思決定，政策革新，民主的説明責任にポジティブな影響があることを指摘している。これは，公共セクターにおける教育分野の評価では，より優れた学校成績よりも悪い学校成績に注目が集まることから，結果として悪く評価された場合により多くの資源を配分するメカニズムが生じていることを説明している（図表 1 参照）。

Kuroki and Motokawa（2021）においても，仮想の施策・事業を用いてわが国地方政府の予算設定者に実験をおこなった結果，予算設定者に各施策・事業を評価することを求めた場合，悪い業績の事業に対して予算設定者の注目が集まることが報告されている。このように，公共セクターでは，事業評価や資源配分の場面において，より良い評価が得られ，その結果として信用されるよりも，低い評価による事業を改善することで非難を避けることに力点がおかれるようである。

ここで非難リスク（blame risk）とは，政治家，行政管理者，行政職員を含む公職に就く者が，有権者などから非難を受けるリスクのことである（Hood 2011, 5 頁）。非難リスクは，評判リスク（reputation risk）や政治リスク（political risk）の言葉とは異なるリスクとして区別される。非難される者としての公職に就く者は，非難する者から非難されるリスクを回避するための選択を重視する傾向がある（Weaver 1986）。その結果，非難リスクへの対応が明示的あるいは暗黙的な方法で，公共セクターの計画，体制，執行を形成している（Hood 2011, 5-6 頁）。

図表 1 パフォーマンスと限界効用

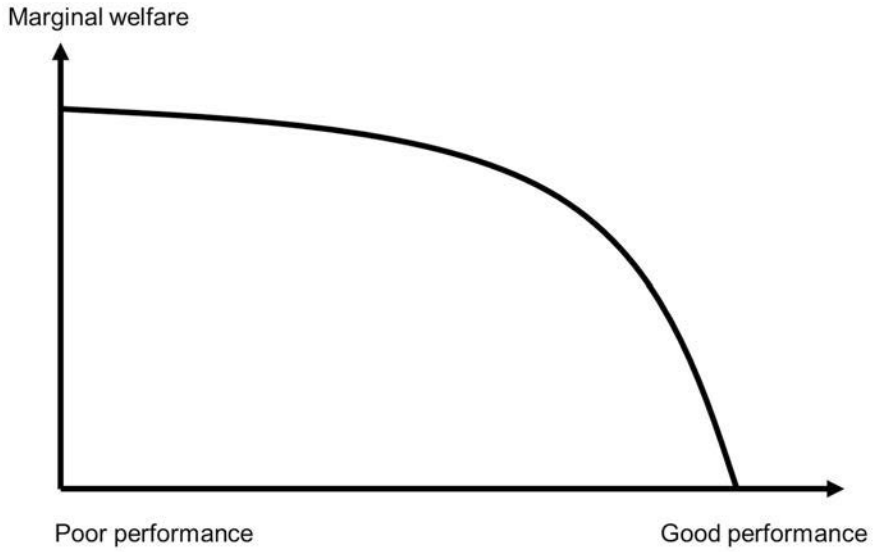

出所）Johnsen（2012）にもとづき筆者作成

2-2　非難リスクと非難回避戦略

公職に就く者は，非難リスクを回避するために，プレゼンテーション戦略，エイジェンシー戦略，政策戦略の 3 つの戦略を用いることができる（図表 2 参照）[2)]。

第 1 に，プレゼンテーション戦略とは，情報操作や議論の公表によって，非難を限定し，非難を信用に帰るための印象形成手法であるとされる（Hood 2002, 2011）。この戦略では，非難をいかに限定するかの点に依拠し，ニュースなどマスメディアを通じて国民の認知を変えるような試みがなされる。たとえば，政治家が記者会見などを通じて低い丁寧な印象を国民に与えることや，国民の懸念に対して論破するような説得力ある理由を述べること，さらに問題となっている主題をそらすことなどがあげられる。

第 2 に，エイジェンシー戦略は，公職に就く者の権限や所轄範囲を誰かに委任することで，非難を異なる者の責任に転換することである（Hood 2002, 2011）。この戦略はいかに公式に委任しているように見せるかが重要である。特に，委任先が組織内であるのか，組織外であるのかによって，非難リスクも異なる。たとえば，組織内に委任する場合，組織の下位や中枢から外へ権限を渡していくことや，定期的な組織再編や人事異動をおこなうことが考えられる。すなわち，組織の下位や中枢から権限を委任し，また権限と責任を持つ当事者がどこにいるのかわかりにくくすることによって，非難されるリスクを回避することである。さらに，昨今では公共セクターにおいて組織外部への権限委譲も積極的におこなわれている。官民連携パートナーシップや市場への委託なども非難回避戦略の一例であるかもしれない。

第３に，政策戦略とは，政策・施策・事業の選択において非難リスクを最小限に抑えることである（Hood 2011, 90-92 頁）。政策戦略においては，政策形成において可能な限り手順化と自動化をおこない，規則や手続きを重視することによって，非難を徹底的に避けることである。たとえば，規則や手続きをプロトコル化することや，政策・施策・事業の対象を集団化させることで非難を避けることが考えられる。

図表２　３つの非難回避戦略

	非難の側面	ポジティブ	ネガティブ
プレゼンテーション戦略	損失あるいは損害の認知と時間	先鋭化・説得 ・損失あるいは損害が存在しないこと ・重要性が低いこと	鈍化 ・主題の変更 ・非関与
エイジェンシー戦略	権限委譲の認知と時間	焦点化 ・明確な権限委譲	拡散 ・ソフトな権限委譲
政策戦略	・損失あるいは損害の認知と時間 ・権限委譲の認知と時間	拡大 ・ルール化 ・プロトコル化	縮小 ・集団化

出所）Hood（2011）を元に一部修正して筆者作成。

このように，公職に就く者は，非難リスクに反応しており，プレゼンテーション戦略，エイジェンシー戦略，政策戦略を組み合わせて課題に対応している。Johnsen（2012）が指摘するように，非難リスクが国民の期待する効用に対してプラスになることもあるが，非難リスクに対して適切な戦略が実行されない場合，意図しない結果，さらなる非難が生じる可能性もある。

３　非難回避戦略と透明性

非難回避戦略は，透明性と組み合わさり，公共セクターによる公共サービスを変化させる可能性がある。透明性にはさまざまな次元やアプローチが存在する。たとえば，Heald（2003, 2006）は，透明性をインプット・アウトプット・アウトカムに関するイベントの透明性と，インプットからアウトカムに至るまでのそれぞれの関連に関するプロセスの透明性の２つに区分している。また，Prat（2005）は，エイジェンシー理論にもとづき，プリンシパルからエイジェントのモニ

タリングを高めるタイプの透明性と逆効果を持つ透明性を対比しながら検討している。

一方，透明性の対象には，個人全般に関するものと，政府を含む公共セクターなどの特定の組織に関するものがある。このように，透明性の対象によってプリンシパルやエイジェントは変わりうるため，透明性の対象はイベントやプロセスの透明性の前提となる。さらに，透明化する役割に着目した場合，多くの者が観察可能な直接的な役割，および専門家やエイジェントのみが観察可能な間接的な役割の 2 種類がある（図表 3 参照）（Hood 2007）。そして，本稿の議論で対象となる透明性は，政府を含む公共セクターなどの特定の組織に関するものを意図している。

図表 3　4 つの透明性

	透明性の役割	
	（個人全般により観察可能な）直接的（Direct）	（専門家やエイジェントにより観察可能な）間接的（Indirect）
透明性の適応対象		
個人全般（一般）	(1) オープンな相互監視（Open mutual scrutiny）	(2) 個人全般への監視（General surveillance）
政府，組織，行政部局（特定）	(3) ステイクホルダー向けのパブリック・フォーラム	(4) 官僚的透明性（Bureaucratic transparency）

出所）Hood（2007）表 1 を参考にして筆者作成。

Hood（2007）は，個人全般と政府関係の組織を対象として透明性の向上と非難回避が同時におこなわれる場合，透明性の向上に関して個人全般や有権者に便益がもたらされず，むしろ害のある帰結になることを懸念している。それは，以下のような内容である。

第 1 に，透明性の向上によって国民の多くが観察可能である場合，公職に就く者は，記録保持に慎重になり，争いを避ける可能性がある。また，エイジェントを積極的に変更し，情報汚濁を避けるために防衛的（defensive）に情報を集権化させるかもしれない。これらによって，公共セクターは個人全般に対して透明性が向上していることを主張しつつも，責任と権限の主体を変え，政策選択において情報が伝わりにくい逆効果の構図が生まれることになる。

第 2 に，公共セクターの透明性の向上の対象が主に専門家や一部のエイジェントである場合，委任による境界を曖昧にし，解釈や品質管理をほとんどおこなわずに溢れすぎる情報を提供することで，非難リスクを回避することがある。さらに，公共セクターが非難を避けるために，本来は透明性を高めるために公表される主要な業績などの数字について操作がおこなわれることが懸念される。このような場合，個人全般から組織への非難は避けられるかもしれないが，時間をおいて個人全般の被る損失が大きくなることも考えられる。

4　非難回避戦略の概念を用いたCOVID-19への対応に関する検討

これまで述べたように，公職に就く者は非難リスクを避けるために非難回避戦略を採用していることが主張されてきた。一方で，公共セクターにおける COVID-19 への対応は，どのような選択をおこなった場合にもだれかが損失を被る可能性が高い。病床確保を過度に強調することは医療従事者からの非難リスクを抱えることになるが，一方で医療従事者以外の個人一般からの非難リスクを低減させることができるであろう。このような状況において，政府がどのような対応をとったとしても，だれかからの非難が避けられない状況である。非難を少しでも減らそうとする非難回避戦略を公共セクターで検討するために，政府による COVID-19 への対応は適している事例である。

4.1　イギリスにおけるCOVID-19に対する初期の対応

Lapsley（2021）は，COVID-19 に対する初期の対応について，非難回避戦略の観点からリスクマネジメントの限界について指摘している。彼は，イギリスの NHS（National Health Service）に関する大規模な学際的研究プロジェクトに参加しており，NHS で民間セクターの手法を導入した結果も考察しながら（Lapsley 2009），政府が COVID-19 に対してどのように非難リスクを回避しようとしたのかについて説明している。

New Public Management（NPM）の文脈において，公共セクターは民間セクターで最適とされるリスクマネジメントの手法を取り入れてきた。しかし，公共セクターでは，リスクマネジメントによるリスク回避志向が行政システムのなかに組み込まれることで，リスク回避と防衛的スタンスに陥ることが懸念されている（Power 1994, 1997, 2004）。

イギリス政府による COVID-19 への対応において非難リスクの回避がみられた事柄として，Lapsley（2021）は次のとおり紹介している。

第 1 に，公共セクターにおいて非難を避けるために COVID-19 に関するリスクの特定が十分にされず，初期の対応が過度に楽観的であったことである。これは 2020 年 2 月においてイギリス首相が検査システムによる COVID-19 の蔓延防止の実効性や，追跡システムを搭載したスマートフォン専用アプリの早急な開発などの宣言をしたことについてである。しかし，検査システムの能力不足や専用アプリの開発遅れとなり，その結果として COVID-19 に関するリスクについて十分に把握されていたとはいえなかったようである。さらに，その後も COVID-19 に関するリスクをさらに探究するべきであったことを指摘している。

第 2 に，COVID-19 に関するリスクが特定され，測定された場合においても，その評価が歪められることがある。たとえば，COVID-19 の検査数と病院の収容力（病床数）について十分ではなかったが，検査数や収容力の議論ではなく，政府は十分にプロトコル化できており，病院やケアホームが高齢者の検査と入退院の正しい手順に従わなかったことを説明している。

これらは，COVID-19 に対するリスクマネジメントについて世間に異なる印象を形成するプレゼンテーション戦略，病院やケアホームへの権限と責任の委譲というエイジェンシー戦略，プロトコル化による非難回避という政策戦略がそれぞれ採用されていることを示唆している。Lapsley（2021）は，政府によるこれらの非難回避戦略の結果として，多くの死者数が報告されたことを批判している。

4.2　わが国におけるCOVID-19への対応

わが国では COVID-19 に対応するために，PCR 検査能力の増加，相談窓口の整備，緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令，ワクチン接種の促進，出入国規制など，政府はさまざまな取組を実施してきた。本稿は，そのようななかで，2020 年度から 2021 年度にかけて特に課題であったと考えられる医療機関における病床確保状況について焦点をあて，非難リスクと非難回避戦略の観点にもとづいて政府の対応を検討する。

医療機関における COVID-19 に対応するための病床確保に関する課題は，2020 年 2 月のダイヤモンド・プリンセス号で COVID-19 の罹患者が発生してから繰り返し検討された。わが国の感染症対策は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律にもとづいておこなわれ，感染症を一類から五類に分類したうえで，それぞれの類型に合わせた措置等が規程されている。COVID-19 は二類感染症として指定され，2 月 1 日から感染症としての措置が施行された。

第二種感染症指定医療機関は都道府県知事がおこなうこととなっており，2020 年 2 月時点での感染症病床は約 2,000 程度であった。そこで，政府は感染症病床以外でも緊急時に感染症指定医療機関として病床確保をめざしていた。2020 年 2 月 25 日に「新型コロナウィルス感染症対策の基本方針」を公表し，都道府県等において地域の実情に応じた医療提供体制整備を要請した。

その後，2020 年 2 月 29 日の記者会見では，重症者発生を最小限に食い止めるべく，全国で 5,000 病床を確保することが発表された。さらに，3 月 14 日の記者会見では 12,000 病床以上，さらに 4 月 6 日の新型コロナウィルス感染症対策本部（第 26 回）では 28,000 病床と確保病床の目標値と実績を増加させた。2021 年 12 月には確保病床が 39,714 となり，即応病床も 23,000 病床を超えるなど，COVID-19 のまん延に備えていた。

ただし，感染拡大時に感染症病床を確保するかどうかについては医療機関の判断にゆだねられており，感染拡大のフェーズに応じた段階的な病床確保の実現に向けて都道府県ごとに検討された。医療機関への支援としては，病床確保に向けた費用について国が全額補助することが公表され，病床確保と空床確保について補助が設定された。重点医療機関および協力医療機関，さらに一般の医療機関の 3 区分に設定され，それぞれ即応病床数と空床病床数にしたがい，補助が実施されるようになった。

しかし，罹患者数が増加した場合に病床がひっ迫している状況が続いており，医療機関において即応病床や空床病床で即座に対応できない課題も報道された（2022 年 6 月 19 日発表，日経分析）。

4.3　COVID-19をめぐる非難回避戦略と透明性

図表 4 は，わが国政府の COVID-19 への対応について，非難回避戦略の観点からまとめたものである。プレゼンテーション戦略が関係する非難リスクは，損失あるいは損害の認識に関するものであり，記者会見による緊急時における病床確保に関する宣言が該当する。また，エイジェンシー戦略は，権限委譲に関する認知と時間への非難リスクと関係しており，政府がおこなった各省庁，都道府県への権限委譲，専門家会議・アドバイザリーボードの開催，医療機関の意思決定による病床確保などが該当すると考えられる。最後に，政策戦略は，都道府県への病床確保補助金の予算化が該当するであろう。以下ではそれぞれの非難回避戦略と非難リスク，例について紹介する。

第 1 に，プレゼンテーション戦略としての病床確保に関する宣言はイギリスと同様に楽観的であり，COVID-19 感染拡大を受けて増床の要請が継続しておこなわれた。COVID-19 のまん延による重症者や死亡者の発生は完全に避けることが難しく，政府が十分に関与していないのではないかという個人全般から非難を受けることとなった。もし COVID-19 への対応に関する重要な課題がほかにある場合には個人全般の注目をそらすことができたかもしれないが，どのようなプレゼンテーション戦略を採用したとしても非難リスクは避けられなかったのではないかと考えられる。ただし，ワクチン接種が開始されて以降は主題が変わったこともあり，政府がワクチン接種を推進しながらプレゼンテーションをおこなうことで，病床確保に起因する非難リスクはやや小さくなったといえるのかもしれない。

第 2 に，COVID-19 への対応では，政府と他の機関で複雑な権限委譲がおこなわれた。法律にもとづけば，感染症病床の認可の権限と責任は都道府県知事にあるため，都道府県による病床確保の推進がきわめて重要となった。病床確保に向けた基本方針は，専門家会議やアドバイザリーボードの意見を踏まえて政府が決定し，発令している。また，病床確保の最終的な判断は医療機関にゆだねられ，さらに医療機関でも設置主体によって病床確保に向けた判断が異なることとなった。このように，法律や政令にもとづくものの，それぞれがどのような権限と責任を持つのかについて，個人全般や有権者には不明瞭であったのではないかと考えられる。これは，意図した結果であるかどうかは明らかではないが，結果的にエイジェンシー戦略が COVID-19 への対応に組み込まれた一例なのではないだろうか。

第 3 に，政策戦略としては，損失あるいは損害および権限委譲の両方と関係するものとして，病床確保に向けた補助に関するルール化が考えられる。とりわけ即応病床および空床病床の確保に向けた補助金では，厚生労働省から病床ごとにルールや金額が細かく提示されていた。そのため，地域の実情に応じた病床確保としながらも，補助金拠出のルールやそれぞれの金額の設定は政府の方針の影響があると考えられる。このように，都道府県ごとの病床確保に向けて厳格なルールを定めることで，COVID-19 のまん延について都道府県ごとの違いが生じた場合においても，厚生労働省はルール通りに執行していることを説明できるようになる。このように，意図し

た結果であるかどうかは明らかではないが，政府はルールやプロトコルを作成することで，政策戦略を駆使しながら COVID-19 への対応に関する非難リスクを最小化している。

さらに，COVID-19 への対応に関する非難回避戦略は透明性の対象範囲や役割と関係している。透明性は，個人全般により観察可能な直接的な役割と，専門家やエイジェントにより観察可能な間接的な役割の２つを持つ。本稿の対象である確保病床の状況については，個人全般に向けて全数が毎週厚生労働省から公表されている。しかし，これらの確保病床の詳細や事情について専門家会議やアドバイザリーボード会議の記録は当初，慎重な動きとなり，目標値の設定は都道府県にゆだねられていた。さらに，COVID-19 のまん延初期には主に都道府県ごとの COVID-19 に関する会議や地域医療構想調整会議等で状況の報告がなされるにとどまっていた。これはプレゼンテーション戦略およびエイジェンシー戦略と透明性が関連することで，病床確保に向けた補助金に関する開示義務を巧妙に回避することができ，またそれぞれの権限と責任の境界線が曖昧であることを利用することで不透明な状況であったといえる。

図表４　COVID-19 への対応と非難回避戦略

非難回避戦略	非難リスク	例
プレゼンテーション戦略	・COVID-19 感染者増による重症者と死者数の増加	・緊急時における病床確保に関する宣言
エイジェンシー戦略	・病床確保不足に対する責任の追及	・各省庁，都道府県に向けた権限委譲 ・専門家会議・アドバイザリーボードの開催 ・医療機関の意思決定による病床確保
政策戦略	・COVID-19 感染者増による重症者と死者数の増加 ・病床確保不足に対する責任の追及	・都道府県への病床確保補助金の予算化

（出所）　Hood （2011） の区分にもとづき筆者作成。

５　結論と今後の課題

本稿の目的は，公共セクターにおける非難回避戦略のフレームワークをもとにして，公共セクターにおける COVID-19 への対応について検討することである。わが国政府における COVID-19 への対応をめぐっては，非難リスクを回避しながら透明性にどのように向き合うのかについて課題であった。本稿は，非難回避戦略と透明性の観点から，イギリス政府とわが国政府の COVID-19 への対応に対して考察し，非難リスクがどのように作用していたのかについて検討した。

前節まで，また Hood（2002）や Johnsen（2012）で説明されるように，非難リスクは公職

に就く者の判断の結果に作用することで，個人全般に対する限界効用に対してポジティブにもネガティブにも働く。COVID-19 への対応においても，都道府県への権限委譲による目標病床確保数の実現に近づいた一方で，プレゼンテーション戦略における主題の変更や，医療機関とのCOVID-19 病床に関するソフトな権限委譲によって，非難の対象となるべき主体を失う可能性が懸念される。このような状況では，病床確保に問題が生じたとしても，適正な病床確保がおこなわれず，遅延することもあるかもしれない。公共セクターにおいて公職に就く者だけでなく，個人全般が公共セクターにおける非難リスクを考慮することは重要な課題である。

本稿は公共セクターにおける非難リスクの回避を中心にとりあげたが，課題も多く残されている。第 1 に，非難リスクおよび非難回避戦略について，Hood（2002, 2011）で紹介される以外のリスクと戦略が存在するかもしれない。第 2 に，本稿はあくまで病床確保に絞り，非難リスクと透明性について検討したが，COVID-19 への対応は病床確保だけではない。最後に，わが国COVID-19 への対応を非難回避戦略の観点から要約したが，わが国政府ではとりあげた内容以外に非難回避戦略を政策・施策・事業のなかで実施している可能性がある。これらは重要な課題であり，非難リスクに関する検討は今後も尽きないであろう。

注

1）非難リスクを用いた会計研究では Skærbæk and Christensen（2015）などがある。

2）Hood（2002, 2007, 2011）が説明する非難回避戦略に対して平井（2016）が紹介している。本稿は平井（2016）を参考にしながら原著を要約している。

参考文献

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告」（最終閲覧日 2022 年 11 月 15 日 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00327.html）

新型コロナウィルス感染症対策本部（最終閲覧日 2022 年 11 月 15 日 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html）

平井文三（2016）クリストファー・フッドの「非難回避ゲーム」概念について,亜細亜法学 50 (2): 316-268

Heald, D. A. (2003) Fiscal Transparency: Concepts, Measurement and UK Practice, Public Administration. 81: 4: 723-59.

Heald, D. A. (2006) ‘The Anatomy of Transparency’ in C. Hood and D. A. Heald (eds) Transparency: The Key to Better Governance? Oxford: British Academy/Oxford University Press.

Hood, C. (2002). The Risk Game and the Blame Game. Government and Opposition, 37(1): 15–37.

Hood, C. (2007) What happens when transparency meets blame-avoidance?, Public Management Review, 9:2, 191-210.

Hood, C. (2011). The Blame Game: Spin, Bureaucracy and Self-Preservation in Government. Princeton University Press.

Johnsen, Å. (2012). Why does poor performance get so much attention in public policy?, Financial Accountability and Management, 28: 121-142.

Kuroki, M. and Motokawa, K. (2022). Do non-financial performance and accrual-based cost information affect public sector budgeting?, Journal of Public Budgeting, Accounting & Financial Management, 34 (6): 95-116.

Lapsley, I. (2009), “New public management: the cruellest invention of the human spirit?”, Abacus, 45 (1):

Lapsley, I. (2021). An uncertain, erratic story: the pandemic in the UK, Journal of Accounting & Organizational Change, 16 (4): 549-555.

Power, M. (1994). The Audit Explosion, Demos, London.

Power, M. (1997). The Audit Society: Rituals of Verification, Oxford University Press, Oxford. 1997.

Power, M. (2004). The Risk Management of Everything, London, Demos.

Prat, A. (2005) The Wrong Kind of Transparency, American Economic Review. 95: 3 : 862-77.

Skærbæk, P. and Christensen, M. (2015). Auditing and the Purification of Blame. Contemporary Accounting Research, 32: 1263-1284.

Weaver, R. K. (1986). The Politics of Blame Avoidance. Journal of Public Policy, 6(4), 371–398.

黒木　淳（横浜市立大学大学院国際マネジメント研究科）